

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成23年1月21日(金) 最高裁判所公平審理室	
委 員	委員長 安 藤 正 雄 (千葉大学大学院工学研究科教授)	
	委員長 沼 範 良 (上智大学法科大学院教授)	
	委員 吉 田 恵 子 (芝会計事務所・公認会計士)	
審議対象期間	平成22年4月1日から平成22年9月30日	
抽出案件	(備考)	
工事	一般競争	4件
	公募型及び工事希望型指名競争	一
	通常指名競争	1件
	随意契約	一
建設コンサルタント業務		
	一般競争	一
	プロポーザル方式	一
	総件数	5件
意見・質問		回答
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	な し	

(別紙)

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>審議案件</p> <p>1 【鳥取地家裁庁舎耐震改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低入札調査基準価格はいくらだったのか。 ・ 本案件で採用した工法が特殊であったため参加者が僅少であったということはないか。 ・ 参加者が僅少であったにもかかわらず、低入札となっているのはなぜか。 <p>2 【千葉地家裁庁舎昇降機設備工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本案件で設置するエレベータの保守はどうなるのか。 ・ 高落札となった原因は何か。 ・ 同様の設備機器設置工事であっても低入札が続いているものもあるが、それらとの違いは何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の約 85 %である。 ・ 採用した工法で施工可能な業者は全国に数百社あり、本案件では鳥取県の外に隣接県も含めて本店、支店又は営業所のある A 級業者を競争参加資格として定めていたことから、採用した工法が原因で参加者が僅少になったということはない。 ・ 本当の理由は分からぬが、本案件は電子入札で、かつ、現場説明会も行っていないことから、自社以外に参加者がいるかどうか分からない仕組みとなっているため、低入札となっていると思われる。 ・ 工事と保守は別途発注なので、設置工事を行った業者が当然に保守をすることになる訳ではない。 ・ エレベータ設備は比較的規格が決まっているものであるので、官公庁発注工事の施工実績のある業者であれば、ある程度、相場が分かるからではないかと思われる。 ・ 注文製造なのか自社製造なのか、あるいは在庫があるのかないのかといった違いによるものだと思われる。

<p>3 【大阪高地簡裁庁舎建具改修建築工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低入札となっているが、直接工事費のうち建具改修の割合はどうなっているのか。 ・ 工事件名が業者にとって魅力のないものだったのかもしれないとの説明だったが、工事件名はどのように決めているのか。 ・ 今後どのようにすれば、入札参加業者を増やすことができると考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約 8.3 %である。 ・ 工事件名は個別に検討している。本案件では、工事内容が外部建具改修のみであったので、各業者に分かりやすいように建具改修建築工事という工事件名にした。 ・ 本案件においてはB等級も参加可能とすれば、もっと参加業者は増えたとは思うが、等級の拡大については特別の理由等が必要であるため、慎重に検討しなければならないと考えている。
<p>4 【岡山地家裁新見支部庁舎機械設備等改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 形式的に明らかな不備の場合には端的に入札無効とすればいいが、本案件では積算漏れという内容に関わるものだったので、入札無効とはせずに、低入札調査を慎重に行った上で、落札者としない決定としたことは、手続的には良かったと考える。 ・ 低入札調査の過程で落札辞退したことについて、最低価格入札者に悪意はなかったのか。 ・ 本案件は管工事の資格を持つ業者に対して建築電気機械の一括発注を行っているのだが、一括発注する基準等はあるのか。 ・ 本案件のような場合、建築または管工事の資格を持っていることというような参加資格とすることも今後検討されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪意はなかったと考える。 ・ 工事内容や工事規模に応じて一括発注とするのか分離発注とするのかを決めている。 ・ 了解した。

5

【静岡地家裁下田支部庁舎改修建築等工事】

- ・ 本案件は建築電気と機械を分離して発注した工事の建築電気分であるところ、1回目の入札は一般競争入札で行ったが参加者がなく、再度一般競争入札を行っていては、同時進行の機械設備工事の進捗に間に合わなくなるため、指名競争入札とした。
- ・ そもそも一般競争入札において参加者がなかつたことも問題であると思う。参加者がいなかつた原因について何か考えられることはないか。
- ・ 技術者を配置できないとか、地域性等とか、いろいろと原因はあると思われるが、本いなかつた原因について何か考えられるご当のところは不明である。
- ・ 一般競争入札において、入札参加者がいないとか、僅少になる原因としては、公告から入札までの期間が短すぎるということはないか。業者のほうで、予め、いつ、どのような工事が発注されるのかが分かっていれば、受注の準備ができて、入札参加者が増えるのではないか。
- ・ 工事の発注見通しについては、公表しているところであるが、更に検討したい。
- ・ 地域経済活性化のためにも、多くの業者が参加できる方策を、今後も検討してもらいたい。
- ・ 検討していきたい。